

第4部 東海地震事前対策（南海トラフ地震対策）

はじめに

中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

これを受けて東京都は、南海トラフ地震関連情報の発表時の対応計画を検討しており、今後、本計画は「南海トラフ地震事前対策計画」へ移行する予定である。

移行までの期間の暫定措置として、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え（下表参照）、南海トラフ地震関連情報発表時の対応をとることとする。

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された以上な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された以上な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

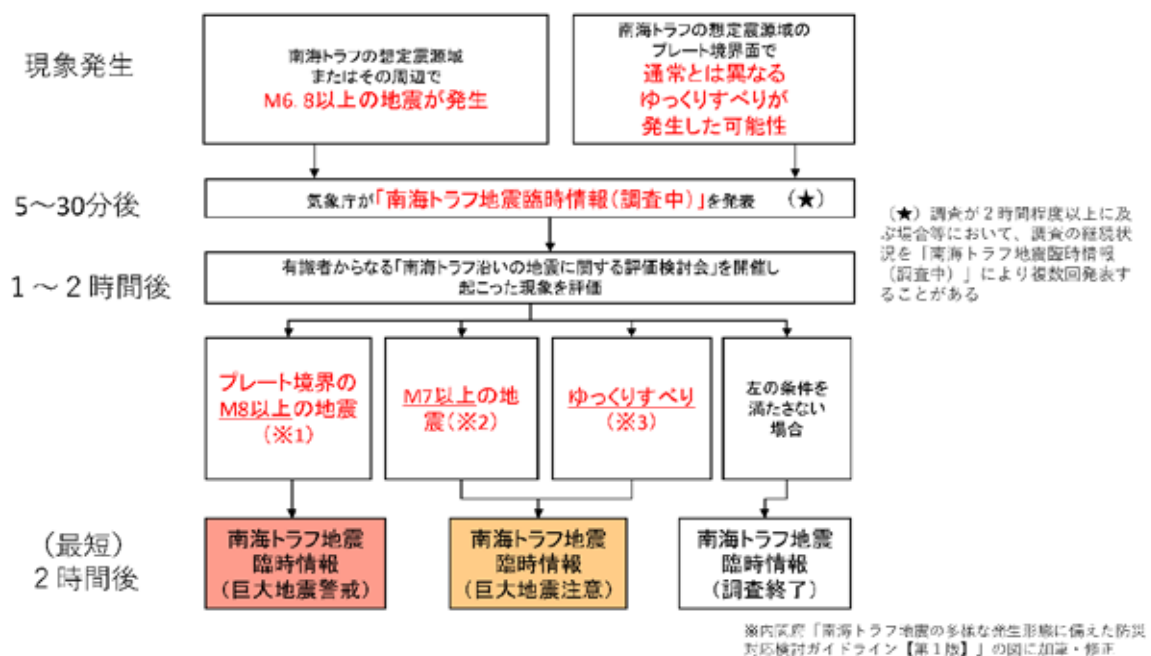
キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内^{※1} マグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合

第4部 東海地震事前対策（南海トラフ地震対策） はじめに

巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ・ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さをもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について(令和元年5月31日)

3 南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え

東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報
東海地震に関連する調査情報	南海トラフ地震臨時情報(調査中)
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

第1章 対策の方針

第1節 東海地震事前対策の目的 【総務部】

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、都、区市町村及び各防災機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第6条に基づく地震防災強化計画の策定が定められている。

本市は、地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に指定されていない地域であるが、東海地震が発生した際には、震度5程度が予想されることから、応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

第2節 基本的な考え方 【総務部】

- 1 警戒宣言が発せられた場合においても、市域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 3 東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中により浸透するための支援策等を講じる。
- 4 この対策に記載のない東海地震の事前対策については、第2部「施策ごとの具体的計画」及び第3部「災害復興計画」に基づき実施する。
- 5 本計画は、次の事項に留意し策定した。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則したが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を執ることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点には、人命の安全の確保を第一とした上で、防災上の対策の優先度を配慮する。
 - (3) 都及び各防災機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 東海地震に関する事前対策 【総務部】

本市は強化地域以外であり、「警戒本部」に代え「災害対策本部」の設置等、これに準じた対策を講じるものとする。

第2章 関係防災機関の業務大綱

市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び措置は、第2部 第1章 第2節のほか、次のとおりである。

1 清瀬市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> ○防災会議及び災害対策本部に関すること。 ○東海地震対策の連絡調整に関すること。 ○東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること。 ○地震予知情報等の収集伝達に関すること ○住民等に対する防災対策の指導に関すること。

2 東京都関係機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北 多 摩 北 部 建 設 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○水防に関すること。 ○道路及び橋りょうの保全に関すること。
多 摩 小 平 保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ○保健衛生に関すること。 ○医療機関等の保全に関すること。
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○各種情報等の収集、連絡に関すること。 ○犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 ○交通の混乱等の防止に関すること。
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○各種情報等の収集、連絡に関すること。 ○災害の予防、警戒に関すること。 ○住民等に対する指導に関すること。 ○事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること。
東 京 都 水 道 局 立 川 給 水 管 理 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の保全に関すること。 ○応急給水の準備に関すること。
東 京 都 下 水 道 局 流 域 下 水 道 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ○流域下水道施設の保全に関すること。 ○流域下水道施設の応急対策に関すること。 ○し尿の受入れに関すること。

3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関 東 財 務 局 立 川 出 張 所	○国有財産の管理及び処分に関すること。
関 東 農 政 局 (東京農政事務所)	○主要食料の需給に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸 上 自 衛 隊 第 一 師 団 第 1 後 方 支 援 連 隊 (練 馬)	○東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。○

5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
N T T 東 日 本	○電報、電話等の通信の確保に関する事。○
東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社	○電力施設等の建設及び安全確保に関する事。○ ○電力需給に関する事。○
東 京 ガ ス グ ル ー プ	○ガスの供給に関する事。○ ○ガス施設（装置、供給および製造設備を含む。）の保全に関する事。○
日 本 赤 十 字 社 東 京 都 支 部	○救護班の編成及び医療並びに助産救護に関する事。○ ○日赤医療施設の保全に関する事。○
日 本 郵 便	○郵便事業の運行管理並びにこれら施設等の保全に関する事。○

6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
西 武 鉄 道 J R 東 日 本	○鉄道輸送に関する事。○ ○鉄道施設の保全に関する事。○
東京都トラック協会 (多 摩 支 部)	○災害時の車両による救助物資の輸送協力に関する事。○
清 瀬 市 医 師 会	○医療及び助産活動に関する事。○ ○傘下医療機関との連絡調整に関する事。○
清 瀬 市 歯 科 医 師 会	○歯科医療に関する事。○ ○傘下歯科医療機関との連絡調整に関する事。○
清 瀬 市 薬 剤 師 会	○医薬品の管理、調剤及び服薬指導に関する事。○

第3章 災害予防対策

第1節 広報及び教育 【企画部・教育部・清瀬消防署・東村山警察署】

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1 防災広報 《企画部》

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③東海地震警戒宣言が発せられた時から発災まで、④東海地震注意情報が解除された時とする。

また、市では、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止などの安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

- ア 東海地震についての教育、啓発及び指導
- イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- ウ 東海地震注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制内容の広報
- エ 東京の予想震度、被害程度
- オ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- カ 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- キ 気象庁が、東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報の主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- ① 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- ② 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- ③ その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

- ① 警戒宣言時の交通規制の内容
- ② 自動車利用の自粛の呼びかけ
- ③ その他防災上必要な事項

- (ウ) 電話の輻輳による混乱防止のための広報
 - ① 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - ② 回線の輻輳と規制の内容
- (エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ① 生活関連物資取扱店の営業
 - ② 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
- (オ) 預貯金引出しなどによる混乱防止のための広報
金融機関の営業状況及び急いで引出しをする必要のないこと。
- (カ) その他の広報
電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

- ア インターネット等による速報的な広報
- イ 防災行政無線、広報車、パンフレット等による地域的・現場的広報

(4) 広報の方法

- ア 印刷物による広報
「市報きよせ」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。
- イ インターネット等による広報
ホームページ、ツイッターに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。
- ウ 防災行政無線、広報車による広報
緊急・最新の情報を直接市民に対して流すことで、混乱防止を図る。

2 教育指導 《教育部・清瀬消防署・東村山警察署》

(1) 児童生徒に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童・生徒に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。

ア 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- (ア) 地震発生時の安全行動
- (イ) 登下校(園)時等の安全行動等

イ 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

(2) 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

- ア 教育指導事項
 - (ア) 東海地震に関する基本的事項
 - (イ) 自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
 - (エ) その他の防災措置等
- イ 教育指導の方法
 - (ア) 運転免許更新時の講習
 - (イ) 安全運転管理者講習
 - (ウ) 自動車教習所における教育、指導

第2節 事業所に対する指導等 【清瀬消防署】

1 事業所防災計画等の作成 《清瀬消防署》

事業所等にあつては、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の事項について検討し定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ア テレビ、ラジオ等による情報の把握
- イ 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ウ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- エ スーパー等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- オ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ア 劇場等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ウ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ア 火気使用設備器具の使用制限
- イ 危険物、薬品等の安全措置
- ウ 消防用設備等の点検
- エ 初期消火態勢の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所に対する指導 《清瀬消防署》

(1) 地震防災応急計画の作成指導

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導する。

(2) 事業所防災計画等の指導

ア 対象事業所

(ア) 一般事業所

機 関 名	対象事業所
清 瀬 消 防 署	○消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 ○東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 ○危険物施設のうち、予防規定を作成することとされている事業所

※ 清瀬消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関も、それぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

(イ) 特定事業所

機 関 名	対象事業所
清 瀬 消 防 署	○危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所
都 環 境 局	○高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取扱う次の事業所 ・第1種製造者 ・高圧ガス貯蔵所 ・特定高圧ガス消費者 ○火薬類取締法の適用事業所
都福祉保健局 多摩小平保健所 健康安全研究センター	○毒物劇物取締法の適用事業所 ○R I (ラジオアイソトープ)使用医療機関

イ 事業所指導の内容

機 関 名	内 容
清 瀬 消 防 署	○消防計画等に定める事項 ○予防規定に定める事項(危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に規定する事項を含む。) ○事業所防災計画に定める事項
都 環 境 局	○高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 ○火薬類取締施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
都福祉保健局 多摩小平保健所 健康安全研究センター	○毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 ○R I 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

第3節 防災訓練の充実 【総務部・各防災機関】

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

区分	機関	内 容
清瀬市総合防災訓練	市	<p>○警戒宣言発令時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務がある。このため、警戒宣言発令時における防災活動の円滑を期するため、特に市民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。また、防災体制の確立を図るため、防災の日（9月1日）を中心に都が実施する東京都総合防災訓練に参加し、共同して訓練を実施するよう努める。</p> <p>○参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・各防災機関 ・消防署、警察署、消防団 ・市民、関係団体等 <p>○訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常招集訓練 ・災害対策本部運営訓練 ・情報伝達訓練 ・現地訓練 ・避難行動要支援者等避難誘導訓練
警備・交通対策訓練	東村山警察署	<p>○警戒宣言に伴う混乱を防止するため、各防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>○参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都各部局 ・市 ・市民及び事業所 <p>○訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部隊の招集・編成訓練 ・交通対策訓練（低速走行訓練を含む。） ・情報収集伝達訓練 ・通信訓練 ・部隊配備運用訓練 ・装備資器材操作訓練 <p>○実施回数及び場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。

<p>消防訓練</p>	<p>清瀬消防署</p>	<p>○警戒宣言時等における防災体制の迅速かつ的確な確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>○参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団 ・市民及び事業所 ・各防災機関 ・東京消防庁災害時支援ボランティア <p>○訓練内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常招集命令伝達訓練 ・参集訓練 ・初動措置訓練 ・情報収集訓練 ・署隊本部等運営訓練 ・通信運用訓練 ・部隊編成及び部隊運用訓練 ・消防団との連携訓練 ・協定締結等の民間団体との連携訓練 ・各種計画、協定等の検証 <p>○実施回数及び場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
<p>その他防災機関訓練</p>	<p>東京電力</p>	<p>○大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、非常災害対策本部・支部の設営、運営、情報伝達を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、市が実施する総合防災訓練には積極的に参加する。</p>
	<p>西武鉄道</p>	<p>○防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常招集訓練 ・情報連絡訓練 ・旅客誘導案内訓練 ・各担当業務に必要な防災訓練 <p>○また、市、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災予防に関する知識及び技能の習得を図る。</p>
	<p>NTT東日本</p>	<p>○大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言等 ・非常招集 ・警戒宣言時の地震防災応急措置 ・大規模地震発生時の災害応急対策 ・避難及び救護 ・その他必要とするもの <p>○また、市が実施する総合防災訓練には積極的に参加する。</p>

第4章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）及び東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震に関連する調査情報発表時の対応 【総務部・各防災機関】

1 情報名、情報内容及び市・都・各防災機関の配備態勢

調査情報は、従来の解説情報及び観測情報の低レベルのものに相当する。

この情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて各部との連絡体制を確保するなど必要な措置を行う。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関する調査情報（臨時） （カラーレベル青）	○観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査情報を発表	○平常時の態勢

2 情報活動

都総合防災部は「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、市区町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。

市・都・各防災機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応 【災害対策各班・消防団・各防災機関】

1 情報名、情報内容及び市・都・各防災機関の配備態勢

注意情報が発表された場合、市・都・各防災機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

従来の「判定会招集連絡報」は廃止されたが、判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 （カラーレベル黄）	○東海地震の前兆が高まったと認められる場合に発表される。	○第1非常配備態勢

2 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、市区町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。

清瀬市における情報の伝達系統及び各機関の伝達態勢は、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○総務部長(不在の場合は、防災防犯課長)は、都総務局より注意情報の連絡を受けた時は、清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルに基づき、直ちにその旨を市長、副市長、教育長及び部長等へ伝達する。防災防犯課長は、消防団長及び各防災機関等へ伝達する。 ○各部長は、部内各課長等及び出先事務所等の長へ伝達する。 ○各課長等(出先事務所等の長を含む。)は、一般職員(全員)に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。 ○一般市民への伝達は、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止のうえで特に必要と認めた場合は、報道開始後に防災行政無線、広報車等を利用して、冷静な行動を促す広報を行う。 ○教育長は、市立学校長に情報を伝達する。 ○市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。 ○勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。この場合、宿直者、防災防犯課長、総務部長の順に伝達し、総務部長は、市長、副市長、教育長、各部長等へ伝達する。各部長においては、それぞれを起点とする連絡網を定めておく。
東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○東村山警察署は、警視庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を署内及び管内交番等出先機関へ伝達する。
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○清瀬消防署は、注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線、緊急情報伝達システム及びその他の手段により全職員へ伝達する。
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災機関は、都総合防災部からの注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとるよう伝達する。
- (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

4 活動体制

注意情報が発せられた場合、市及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。

第4部 東海地震事前対策（南海トラフ地震対策） 第4章 東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

(1) 市・消防団・東村山警察署・清瀬消防署

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○市災害対策本部の設置準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は注意情報を受けた場合、直ちに情報の収集・伝達体制を確立するとともに、市本部の設置準備に入る。なお、夜間・休日等の勤務時間外に注意情報を受けたときは、職員が参集するまでの間、宿直室において対応するものとする。 <p>○職員の参集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の参集は、第1非常配備態勢をとる。なお、動員伝達は、各班で定める情報伝達経路により指示するものとする。 <p>○掌握事務</p> <p>市本部が設置されるまでの間、総務部防災防犯課が各防災機関の協力を得て、次の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報の続報、東海地震予知情報及びその他防災上必要な情報の収集伝達 ・社会的混乱防止のための広報 ・都及び各防災機関との連絡調整
消 防 団	<p>○震災時活動態勢の発令</p> <p>○全消防団員の非常招集</p> <p>○消防団本部の設置</p> <p>○震災消防活動部隊の編成</p> <p>○震災対策活動計画等、対策資料の準備</p>
東村山警察署	<p>○警備本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報を受けた時点で、東村山警察署長は現場警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに管内の警備指導に当たる。 <p>○署員の動員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表の事実を知ったときは、自所属に参集する(全署員)。
清 瀬 消 防 署	<p>○注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢が発令され次の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全消防署員の非常招集 ・震災消防活動部隊の編成 ・救急医療機関情報の収集体制の強化 ・消防資器材及び救急資器材の増強 ・情報受信体制の強化 ・出火防止、初期消火等の広報実施 ・仮救護所の開設 ・都民の消防相談体制の準備 ・その他消防活動上必要な措置

(2) 各防災機関等

注意情報を受けた場合は、各防災機関は職員参集など、次のとおり実情に応じた防災体制をとる。

機 関 名	対 策 内 容
西 武 鉄 道 J R 東 日 本	○注意情報発令の情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に出動する。
N T T 東 日 本	○注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 ・警戒態勢(災害の発生する恐れがある場合) ・情報連絡室(東海地震注意報が発せられた場合) ・災害対策本部(大規模な災害等が発生した場合)

5 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに関係機関(都総務局、警視庁、東京消防庁)へ通報し関係機関は必要な情報等を市民に広報する。

(1) 東京都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、住民の冷静な対応を呼びかける。具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止などの安全対策等である。また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解を招くことのないよう十分に留意する。なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

(2) 市の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。

6 注意情報時の混乱防止措置

注意情報の発表等により各種混乱の発生するおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災機関の対応については、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○対応措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 ・その他必要事項 ○対応機関 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策各部は、都及び各防災機関の協力を得て対処する。
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集と広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、住民等に対して注意情報が発表された場合の住民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼びかける。 ○混乱の未然防止活動 <ul style="list-style-type: none"> ・駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。
西 武 鉄 道 J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・掲示、放送等を活用し正確な情報提供に努める。 ○必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信のそ通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と伝達 ・通信の利用制限等の措置 ・災害用伝言ダイヤルの提供準備 ・対策要員の確保及び広域応援 ・災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資器材の確保 ・通信建物、設備等の巡視と点検 ・工事中の設備に対する安全措置 ・社員の安全確保

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市、都及び各防災機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ地震災害対策本部等を速やかに設置し、各種情報の収集・伝達等の地震防災応急対策等に当たるものとする。

第1節 活動体制 【災害対策各班・各防災機関】

1 情報名、情報内容及び市・都・各防災機関の配備態勢

東海地震予知情報が発表された場合、市・都・各防災機関は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	○東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報	○第2非常配備態勢

2 市の活動体制

(1) 市災害対策本部の設置

ア 市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

イ 市は、市本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、東村山警察署、清瀬消防署等の関係機関に通報する。

(2) 市災害対策本部の組織

市本部の組織は、災害対策基本法、清瀬市災害対策本部条例、同施行規則の定めるところによる。

(3) 市災害対策本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定
- エ 各防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 市民への情報提供

3 各防災機関の活動体制

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- (2) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- (3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

4 相互応援協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。

- (2) 各防災機関等の長及び代表者は、都に対して応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとする時は、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項について、取り急ぎ口頭又は電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理する。

ア 応援を求める理由(あつせんを求める理由)

イ 応援を希望する機関名(応援のあつせんを求めるときのみ)

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ 応援を必要とする日時、期間

オ 応援を必要とする場所

カ 応援を必要とする活動内容

キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 【災害対策各班・消防団・各防災機関】

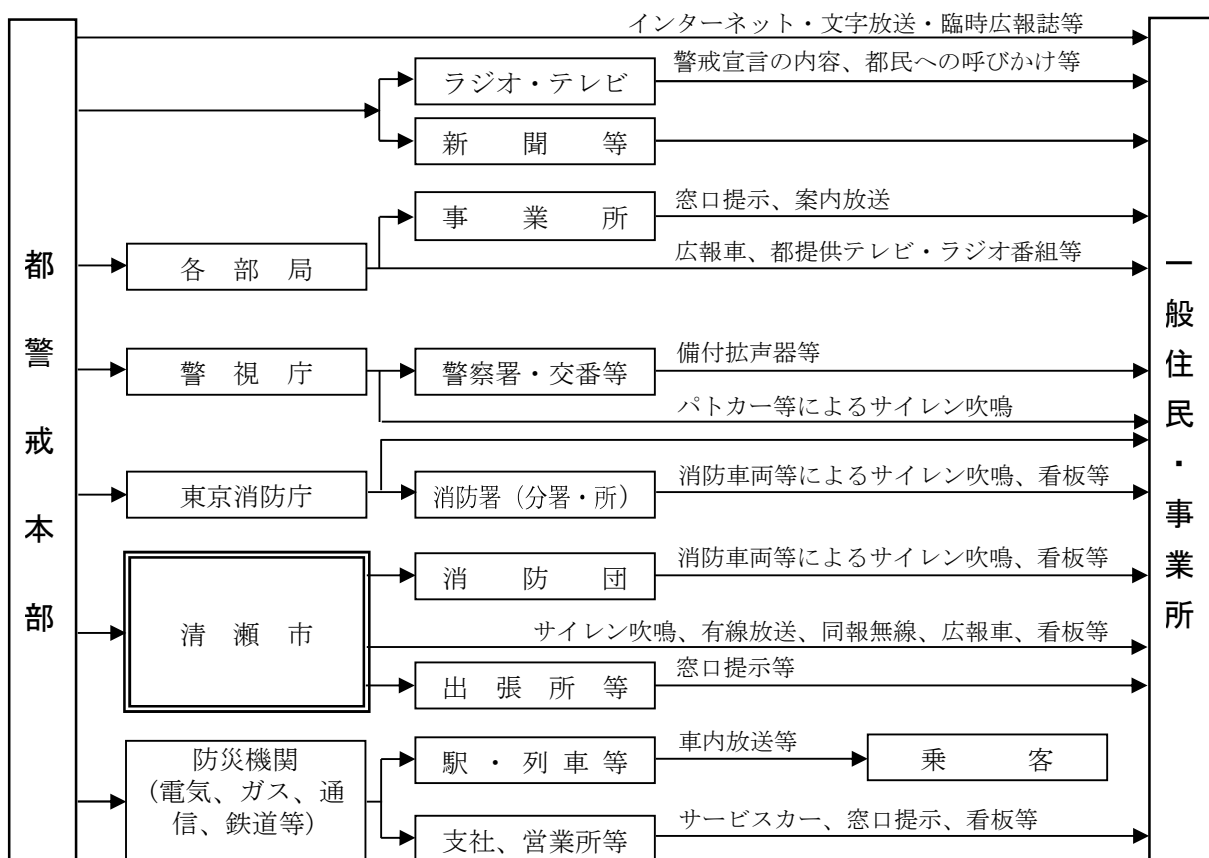
各防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 関係機関への伝達系統

警戒宣言、地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、注意情報発表時の伝達系統に準じて行うものとする。

(2) 一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段



(3) 伝達態勢

機関名	対策内容
市	<p>○都から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を部内各課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて市立小・中学校に伝達する。</p> <p>○一般市民に対しては、警察署、消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車、メール及びツイッター等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p>

消 防 団	○消防団長は、市総務部防災防犯課又は消防署から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに団員に伝達する。 ○消防団は、市と協力して消防ポンプ車のサイレン及び詰所のサイレンを吹鳴し警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
東村山警察署	○警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等に伝達する。 ○市と協力して、パトロールカー等の所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
清瀬消防署	○注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を消防電話、消防無線、緊急情報伝達システム及びその他の手段により全職員へ伝達する。 ○市及び消防団と協力して、消防車両のサイレン吹鳴による防災信号及び拡声器により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
清瀬市医師会	○都医師会又は市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにFAX及び有線電話等により所属会員に伝達する。
その他の防災機関	○都又は市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに部内及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

※ 防災信号(サイレン)の吹鳴パターンは、「(45 秒サイレン吹鳴) + (15 秒休止)」で吹鳴回数は3回である。

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報 《企画部班》

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、各防災機関及び市が広報活動を実施する。各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

(1) 広報

ア 市の広報

市本部は、警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

(ア) 広報項目

- ① 警戒宣言の内容の周知徹底
- ② 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ③ 防災措置の呼びかけ
 - a 火の注意
 - b 水の汲み置き
 - c 家具の転倒・落下・移動防止等
- ④ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(イ) 広報の実施方法

防災行政無線、ホームページ、ツイッター、防災行政無線メール、広報車及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

イ 各防災機関の広報

(ア) 広報項目

市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおりである。

- ① 市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- ② 各防災機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- ① 各防災機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- ② この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- ③ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- ④ 広報文は都の広報文例集を参考にする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会的状況など各種、情報の提供を行う。

(3) 放送要請

警戒宣言時において、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要性が生じ、かつ通信手段も十分でない場合は、都を通じて放送機関に放送要請する。

第3節 消防、危険物対策

1 消防対策 《清瀬消防署・消防団・総務部班》

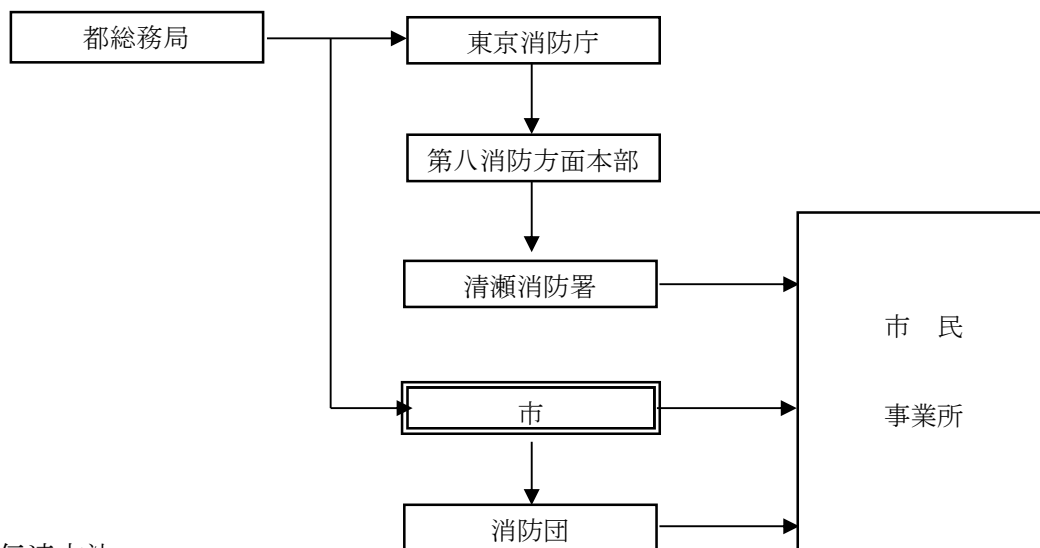
(1) 活動態勢

清瀬消防署は、警戒宣言発令時は、主に次の対策をとる。

- ア 全消防職員の非常招集
- イ 震災消防活動部隊の編成
- ウ 各防災機関への職員の派遣
- エ 救急医療情報の収集体制の強化
- オ 消防資器材及び救急資器材の増強
- カ 情報受信体制の強化
- キ 高所見張員の派遣
- ク 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ケ 仮救護所の開設
- コ その他消防活動上必要な措置

(2) 情報連絡態勢の確立

ア 地震予知情報等の伝達ルート



イ 伝達方法

市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により、他の防災機関と協力して情報を伝達する。

(3) 市民、事業所に対する呼びかけ

対象	事項	内容
市民	情報の把握	○テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意
	出火防止	○火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	○消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	○家具類、ガラス等の安全確保 ○ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

消 防 団		<p>○消防団長は、市総務部防災防犯課又は消防署から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに団員に伝達する。</p> <p>○消防団は、市と協力して消防ポンプ車のサイレン及び詰所のサイレンを吹鳴し、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>
事業所	防災体制の確立	○自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	<p>○テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握</p> <p>○顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達</p> <p>○スーパーマーケット等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止</p> <p>○顧客、従業員等に対する安全の確保</p>
	営業の継続、停止、及び退社等	<p>○劇場等、不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛</p> <p>○近距離通勤者に対する徒歩帰宅</p> <p>○その他消防計画等に定める事項の徹底</p>
	出火防止、及び初期消火	<p>○火気使用設備器具の使用制限</p> <p>○危険物、薬品等の安全措置</p> <p>○消防用設備等の点検</p> <p>○初期消火態勢の確立</p>
	危害防止	○商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 危険物対策 《清瀬消防署・多摩小平保健所・東村山警察署》

(1) 石油類等危険物の取扱施設

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<p>○予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操業の制限または停止 ・流出拡散防止資器材等の点検、配置 ・緊急遮断装置等の点検、確認 ・火気使用の中止又は制限 ・消防用設備等の点検確認

(2) 化学薬品等取扱施設

機 関 名	対 策 内 容
清 瀬 消 防 署	<p>○学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒、落下、移動及び流出拡散防止等の措置 ・引火又は混合混触等による出火防止措置 ・化学薬品等取扱いの中止又は制限 ・火気使用の中止又は制限 ・消防用設備等の点検、確認

<p>都 福 祉 保 健 局 多摩小平保健所</p>	<p>○R I の管理測定班の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行うR I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ、直ちに出勤できる体制を整える。 <p>○R I 使用医療機関に対する指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修 ・R I 使用状況の把握 ・未使用R I 及び使用済R I の保安確認 ・R I 治療患者の管理体制の徹底周知 ・地震予知関連情報の収集
--------------------------------	--

(3) 毒物・劇物取扱施設

機 関 名	対 策 内 容
<p>都 福 祉 保 健 局 多摩小平保健所 健康安全研究センター</p>	<p>○毒物劇物営業所等及び関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵施設等の緊急点検 ・巡視の実施 ・充てん作業、移替え作業等の停止 ・落下、転倒等による施設の損壊防止に必要な応急的保安措置 ・地震予知関連情報の収集、伝達

(4) 危険物輸送

機 関 名	対 策 内 容
<p>東村山警察署</p>	<p>○警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ・危険物及び保管施設に対する警戒強化
<p>清瀬消防署</p>	<p>○消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷、受入れの停止又は制限 ・輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備、交通対策 【東村山警察署】

1 警備対策

(1) 警備部隊の編成

警備部隊の編成は、次のとおりとする。

- ア 警視庁本部部隊
- イ 機動隊
- ウ 方面機動隊
- エ 警察署部隊

(2) 警備部隊の配備

混乱の恐れのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により部隊を配備する。

(3) 治安維持活動

通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

- ア 市内の実態把握に努める。
- イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、市民の不安要素を解消する。
- ウ 不法事案の予防及び取締りを実施する。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、各防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 ○強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ○非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 ○緊急交通路は、優先的にその機能の確保を図る。
------	--

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言発令時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア 走行中の運転手にとるべき措置

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知った時は、慌てることなく低速で走行する。
- (イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- (ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- (エ) バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。（前節参照）
- (カ) 現場警察官等の指示に従う。

イ 交通規制

(ア) 警戒宣言が発せられた場合は、次の規制を行う。

① 都県境

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

② 環状7号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

③ 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記①の交通規制に準ずる。

3 道路管理者等にとるべき措置 《北多摩北部建設事務所・都市整備部班》

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。

(2) 工事中の道路についての安全対策

緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第5節 公共輸送対策 【災害対策各班・東村山警察署・各防災機関】

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

ア 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

イ 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

各防災機関、報道機関との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

機 関 名	警戒宣言当日	翌日以降
西武鉄道 JR東日本	○警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	○あらかじめ用意した地震ダイヤにより減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機 関 名	対 策 内 容
市	○平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ○警戒宣言時において、鉄道機関及び東村山警察署からの情報をもとに、都内の電車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。
清瀬消防署	○平常時から、市内の各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
西武鉄道 JR東日本	○平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 ○警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ○駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(4) 駅での対応

駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講じる。

機 関 名	対 策 内 容
西 武 鉄 道 J R 東 日 本	○適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 ○状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 ○混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 ○状況により、警察官の応援を要請する。 ○状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 主要駅等の警備

東村山警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅、又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び、市、東村山警察署、清瀬消防署は、一致協力し、前記(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、及び踏切に支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

ア 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。

イ 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。

ウ 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関 名		対 策 内 容
東京バス協会	路線バス	<p>○運行方針 各防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>○運行計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発せられた時は、減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。 ・減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ・危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 ・翌日以降については、上記により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 ・道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。
	貸切バス	<p>○貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮する。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会 東京都個人タクシー協会		<p>○タクシー・ハイヤーは各防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行(一般道路 20km/h、高速道路 40km/h)を行う。</p>

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、東村山警察署、清瀬消防署、鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第6節 学校、病院、福祉施設の対策 【福祉・子ども部班・生涯健幸部班・教育部班】

1 学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等)

(1) 在校時

ア 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。

イ 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなる。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用(引渡し)カード等を利用する。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の来ない保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル・ツイッター等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(2) 校外指導時

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災指した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

市外から校外学習、宿泊行事等で市内に滞在中の児童・生徒については、引率する教職員等と連絡手段を確保して市内の一時集合場所、避難場所、避難所等の情報を提供するとともに、市内の滞在中の居所、児童・生徒の安否等を確認する。

2 病院、診療所

(1) 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

機 関 名	外 来 診 察	入 院 患 者	手 術 等
清瀬市医師会 (民間病院・診療所)	○医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	○退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	○医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
清瀬市歯科医師会 (民間診療所)	○医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	/	○医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- ア 建物、設備の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担業務の確認
- カ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜連絡する。

3 社会福祉施設等

(1) 通所施設

警戒宣言が発せられた場合は、原則として行事等全ての事業を中止し、利用者の把握を行い、家族同伴の利用者は速やかに帰宅させる。

ア 利用者の扱い

家族等への緊急連絡を行い、利用者への引き取りの連絡をする。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (ウ) 食料、飲料水等の確保
- (エ) 医薬品の確保

ウ その他

- (ア) 警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず速やかに利用者を引き取るよう、家族等への周知を徹底する。
- (イ) 定期的に広報誌等により周知に努める。
- (ウ) 職員等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

入所者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- エ 食料、飲料水の確保
- オ 医薬品の確保
- カ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ク 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) 保育所、児童クラブ

警戒宣言が発せられた場合は、利用の自粛を要請しつつ、可能な限り保育を実施する。

ア 園児・児童の扱い

(ア) 名簿を確認の上、保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

(イ) 園児・児童を保護者に引き渡すまでは、施設で保護する。

イ 防災措置

(ア) 施設設備の点検

(イ) ライフラインの確認

(ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

(エ) 食料、飲料水、ミルク等の確保

(オ) 医薬品の確保

ウ その他

(ア) 園児・児童・利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

(イ) 職員・園児・児童、保護者等の防災教育を行う。

(4) 児童館

警戒宣言が発せられた場合は、原則として行事等全ての事業を中止し、来館児童の把握を行い、保護者同伴の児童は速やかに帰宅させる。

ア 児童の扱い

登録簿により保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。

イ 防災措置

(ア) 施設設置の点検

(イ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

(ウ) 食料、飲料水等の確保

ウ その他

(ア) 警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず速やかに児童を引き取るよう、保護者への周知を徹底する。

(イ) 定期的に広報誌等により周知に努める。

(ウ) 職員等の防災教育を行う。

第7節 不特定多数の者の集まる施設の対策 【市民環境部班・教育部班・各公共施設・清瀬消防署】

劇場等、不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じる。

機 関 名	対象施設	対 応 措 置
市	地域市民センター等 各公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言が発せられると同時に主催者と協議のうえ、閉館する。 ○在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。 ○職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保する。
	図書館 市民体育館 郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、市民体育館等団体利用(貸切)形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 ○職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 ○エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
	児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児親子・児童・生徒・一般来館者に対する情報伝達と指導 ○注意情報が報道機関より報道された後、一斉放送により、注意情報を伝達し、地震に備える注意事項について指導した後、帰宅させる。 ○警戒宣言が発せられた場合は、来館者をすべて集合させた上で、情報の伝達を行い、解除されるまでは、休館の措置をとる。 ○警戒宣言発生時の来館児童の帰宅方法は、地震への注意事項を指導すると同時に、保護者連絡を行い保護者に引渡す。 ○警戒宣言発生時の来館中・高生の帰宅方法は、交通手段が休止していないことを確認し、個々に帰宅させる。 ○警戒宣言発生時の来館一般利用者の帰宅方法は、交通情報を伝達したうえで個々に帰宅してもらう。
清瀬消防署		○消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数のものを収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。
	集会場 施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用の中止または制限 ○消防用設備等の点検及び確認 ○避難施設の確認 ○救急処置に必要な資材の準備 ○営業の中止または自粛。 ○施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導

	中高層ビル	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用の中止又は制限 ○消防用設備等の点検及び確認 ○避難施設の確認 ○救急処置に必要な資材の準備 ○ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 ○店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 ○エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用
--	-------	---

第8節 電話、通信対策 【NTT東日本・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ・KDDI】

1 警戒宣言時の輻そう防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては、通信のそ通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は次の措置をとることとする。

警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信のそ通等に係る業務を適切に運用する。

機 関 名	対 策 内 容
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○確保する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 ・街頭公衆電話からの通話 ○可能な限りにおいて取扱う業務 <ul style="list-style-type: none"> ・一般加入電話からのダイヤル通話 ・防災関係機関等から緊急な要請への対応 <ul style="list-style-type: none"> ①故障修理 ②臨時電話、臨時専用回線等の開通 <p>※ ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
NTT コミュニケーションズ 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言発表以降も、長距離・国際電話等の通信のそ通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ただし、通信のそ通に重大な支障をきたし、又は著しく輻轉したときは、重要通信のそ通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○通信量の著しい増加が予想されるため、通信サービスのそ通に重大な支障をきたし、又は著しく輻轉したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。
KDDI 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言が発せられた場合、通信サービスのそ通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ただし、通信サービスのそ通に重大な支障をきたし又は著しく輻轉したときは、重要通信のそ通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言発生後、電気通信そ通が著しく輻そうした時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。

2 広報措置の実施

機 関 名	対 策 内 容
<p>NTT東日本</p>	<p>○警戒宣言が発せられた時等において通話が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 ・お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。) ・加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 ・その他必要とする事項 <p>○前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>
<p>NTT コミュニケーションズ 株 式 会 社</p>	<p>○警戒宣言が発せられたことにより、長距離・国際通信が著しく輻輳した場合は、報道機関の協力によるテレビ・ラジオ・新聞等を通じたの広報、及びトーカー装置等により、利用者に対し次の事項を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長距離・国際通信のそ通状況 ・長距離・国際通信の輻輳対策 ・利用者に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの運用情報等を含む)
<p>株式会社NTTドコモ</p>	<p>○警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信のそ通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 ・支店等営業窓口における業務実施状況 ・利用者に対し協力を要請する事項 業務の取扱いを中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 ・その他必要とする事項
<p>KDDI 株 式 会 社</p>	<p>○警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信サービスのそ通状況 ・通信サービスの輻輳対策 ・利用者に対し協力を要請する事項

ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	○警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻そうした場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況 ・災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請 ・その他必要とする事項
--------------------------	---

3 防災措置の実施

警戒宣言は発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。

機 関 名	対 策 内 容
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒本部又は情報連絡室を設置 ○各対策組織の必要要員を招集 ○社外機関との情報連携 ○通信サービス利用者の協力を得るための広報 ○電源、物資及び人員の確保 ○社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保 ○その他必要な事項
NTT コミュニケーションズ 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言等の伝達 ○警戒宣言のお客様等への周知 ○対策要員の確保 ○社外機関との協調 ○お客様及び社員等の安全確保 ○地震防災応急対策業務の実施
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言等の伝達 ○警戒宣言のお客様等への周知 ○対策要員の確保 ○社外機関との協調 ○お客様及び社員等の安全確保 ○地震防災応急対策業務の実施
KDDI 株 式 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部等の対策活動組織の確立 ・情報連絡体制の確立 ・通信設備及び災害対策用設備の点検 ・通信そ通の監視、管理体制の強化 ・その他、一般防災に関する措置 <ol style="list-style-type: none"> ①事務機器等の転倒防止措置 ②医療、救護備品の点検 ③危険物等の保安点検 ④局舎警備の強化 ⑤火気の使用制限措置 ⑥災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準 ⑦応急対策物資の点検

第9節 電気、ガス、上下水道対策 【東京電力・東京ガスグループ・都市整備部班】

1 電気 《東京電力》

(1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知った時には、速やかに所属する事業所に参集する。また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材(予備品、発電車、変圧器車等)、工具、車両等を整備、確保をする。

(3) 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給計画」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力需要契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(4) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(5) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス 《東京ガスグループ》

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検確保

復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

(ア) 一般需要家に対して

- ① 緊急時におけるガス栓の閉止
- ② 警戒宣言時のガス供給の継続
- ③ 強震時におけるガスの供給停止
- ④ ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - a 不使用ガス栓の閉止の確認
 - b 地震発生時のガス栓・メーターガス栓の閉止
 - c 供給停止後のガス使用の禁止
 - d 供給継続地区におけるマイコンメータの復帰操作

(イ) 特定需要家に対して

- ① ガス機器の使用の抑制依頼
- ② 地震発生時の遮断バルブによる、ガス供給遮断の要請

イ 広報の方法

- (ア) 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。
- (イ) テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

(4) 施設等の保安措置

ア 導管網ブロック化措置の準備

- (ア) Kブロックのバルブ遮断は、防災・供給センターの指示により、迅速かつ円滑にできる態勢を確立する。
- (イ) 地域導管事業部は、防災・供給センターの指示に基づき、要員の現場出動及び事業所との無線交信による緊急措置の準備を行う。

イ 放散措置の準備

放散要員は速やかに指定の放散拠点へ出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる態勢を講じる。

ウ その他の保安措置

- (ア) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。
- (イ) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
- (ウ) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。
- (エ) タンクローリーの受入、払出作業の中断又は制限を行う。

3 上水道 《都水道局》

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し、地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ア 当座の飲料水の汲み置き要請
- イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ウ 地震発生後の広報等の実施方法
- エ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。
各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安点検措置

項目	内容
水道施設の保安点検	<ul style="list-style-type: none"> ○貯水及び取水施設の保安点検 ○浄水場(所)、給水所等の保安点検 ○送・配水管等の漏水に対する措置 ○応急給水槽の保安点検
工事現場の保安点検措置	<ul style="list-style-type: none"> ○所管工事現場の保安点検措置 ○他企業の工事現場内の所管施設の保安要請

4 下水道 《都市整備部班・下水道課》

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設の保安措置

清瀬市下水道事業業務継続計画(清瀬市下水道BCP)に基づき、施設の被害を最小限に止め、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、管渠施設について、巡視、点検の強化及び整備を行う。

(2) 工事現場

工事を即時中断、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策 【市民環境部班・都】

機関名	対策内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。 ○スーパーマーケット、小売店等の営業状況により買占め、買い急ぎをしないよう、防災行政無線、広報車等により呼びかけを行う。 ○食料等物資の配布体制 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための職員体制を整備する。 ・備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者との連携体制を整備する。 ・備蓄された物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。 ・物資が不足する場合、必要に応じて、都に物資を要請する。 ・関係業界の物資の在庫状況を把握することに努め、地元商工会及び小売店等に、物資の供給体制を整えるように依頼する。
東京都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ○生鮮食品の安定供給を確保するため、必要な措置を講じたうえで、平常通り市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うものとする。

第11節 金融対策 【企画部班・市民環境部班】

1 金融機関の対策 《企画部班》

市は、警戒宣言発令時において、金融機関に対し、できるだけ窓口業務を確保するよう要請する。また、市民に対しては金融機関の営業状況及び急いで預金を引出す必要のないことを、防災行政無線、広報車等により呼びかけを行う。なお、金融機関は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮し、店頭の顧客に対しては警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するよう配慮する。

2 市税の対応措置 《市民環境部班》

- (1) 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税等の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、引続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。都においても、都税は上記と同様な対応措置をとることとしている。

第12節 避難対策 【総務部班・市民環境部班・福祉・子ども部班・生涯健幸部班・教育部班】

原則として避難の必要はないが、特に危険が予測される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、特に必要な場合は、避難指示等を行い、安全な場所へ避難させる。

1 事前対策 《総務部班》

(1) 危険が予測される地区の選定

市長は、市内の土砂災害警戒区域等の急傾斜地について関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。

(2) 屋内避難場所兼避難所の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定する。なお、指定にあたっては、次の点に留意する。

- ア 火災の危険度の低い場所に立地していること。（木造建物密集地、危険物取扱（貯蔵）施設の周辺は避ける。）
- イ 耐震性、耐火性を有すること。
- ウ 窓ガラスの破損の危険性が少ない建物であること。
- エ 転倒物、落下物等がないよう転倒、落下、移動防止策を講じておくこと。
- オ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- カ 運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする市民に対し、屋内避難場所兼避難所を事前に周知するとともに、避難指示等の際の伝達方法(防災行政無線、広報車等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応 《総務部班・市民環境部班・福祉・子ども部班・生涯健幸部班・教育部班》

(1) 避難指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、前記1(3)に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示等を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

ア 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局、東村山警察署、清瀬消防署及び多摩小平保健所等関係機関に連絡する。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S 端末)への入力により行う。

イ 市長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、食料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

ウ 市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

ア 前記(3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

イ 市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。

ウ 都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

第13節 救援・救護対策 【企画部班・生涯健幸部班・都市整備部班】

1 医療救護体制 《生涯健幸部班》

医療機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
市	○市医師会へ医療救護班の編成準備要請 ○市医師会へ患者等の受入体制確保の要請 ○看護師等の確保 ○その他、医師会との連絡調整
清瀬市医師会	○発災時に備え、医療救護班の編成を行い、出動準備態勢をとる。 ○患者等の受入態勢の確保

清瀬市歯科医師会	○発災時に備え、歯科医療救護班の編成を行い、出動準備体制をとる。
清瀬市薬剤師会	○発災時に備え、薬剤師班の編成を行い、出動準備体制をとる。

2 自衛隊の災害派遣体制

(1) 「警戒宣言」発令に伴う措置

東部方面隊は、「派遣準備命令」に基づき「地震防災派遣」準備及び「災害派遣」準備を実施して即応体制の確立を図る。都内各駐屯地司令等は自衛隊の管理する施設等について地震防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

(2) 派遣担当部隊

陸上自衛隊練馬駐屯地第1後方支援連隊

(3) 災害派遣部隊の活動内容

項目	対策内容
救出・救護	○倒壊家屋、崖崩れ等からの救出 ○火災現場からの救出 ○高速道路等交通途上被災者の救出、救護 ○倒壊・落下物等による負傷者に対する応急救護
避難の援助	○火災・有毒ガスの発生、余震等に関する情報の収集・伝達 ○避難者の誘導及び輸送 ○避難路の啓開
人命救助	○孤立者(家屋倒壊等)の救出 ○行方不明者(崖崩れ等)の捜索・救出 ○傷病者等の応急救護 ○緊急患者等の輸送
二次災害の拡大防止	○危険物除去(半壊建造物の倒壊作業を含む。)
民生支援	○給水・排水 ○炊飯・給食 ○入浴 ○被災者等の輸送 ○救援物資の輸送・配分 ○防疫活動
復旧支援	○倒壊・焼失地域の整理 ○建設資器材・応急施設資材等の輸送
地震発生後の終始を通ずる救援活動	○道路の応急啓開 ○関係地方機関等に対する支援

3 給水体制 《都市整備部班》

都市整備部班は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の応急給水に備え、本部との情報連絡及び施設の保安点検強化、応急給水用資器材等の点検・整備等を行うとともに、応急給水活動の準備を行う。

4 食料等の配布体制 《企画部班》

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資及び調達物資の輸送、配布を行うため、備蓄倉庫に職員を配置し、待機の態勢をとる。

(2) 運搬計画

ア 市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。

イ 市は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を都に要請する場合に備え、物資集積地を準備するとともに、物資集積地に輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する態勢をとる。

(3) 即時調達体制の確保

市は、災害時の応援協定を締結している事業者の物資の在庫状況を把握するとともに、商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼する。

5 輸送車両の確保

東京都トラック協会において、要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。

第6章 市民・事業所等のとりべき措置

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都、市をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。市民・自主防災組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政が連携をとることによって、初めて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえ、市民・自主防災組織・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとりべき措置 【市民】

時 期	対 策 内 容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。 ○消火器具など防災用品を準備しておく。 ○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。 ○ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。 ○水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常用持出用品の準備をしておく。 ○家族で対応措置を話し合っておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。 ・警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。 ○防災訓練や防災事業へ参加する。 <ul style="list-style-type: none"> ・都、市、清瀬消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 ○避難行動要支援者がいる家庭は、市の災害時要援護者登録制度に登録するとともに、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 ○家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。 ○電話の使用を自粛する。 ○自動車の利用を自粛する。

<p>警戒宣言が発せられたときから発災まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の把握を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・市の防災信号(サイレン)を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 ・都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。 ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。 ○火気の使用に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 ・メーターガス栓の位置を確認する。(避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。) ・使用中の電気器具(テレビ、ラジオを除く。)のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。(避難するときは、ブレーカーを遮断する。) ・プロパンガスボンベの固定措置を点検する。 ・危険物類の安全防護措置を点検する。 ○消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。 ○テレビや家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。 ○ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。 ○窓ガラス等の落下防止を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスに荷造用テープを貼る。 ・ベランダの植木鉢等を片付ける。 ○飲料水、生活用水等の汲み置きをする。 ○食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備) ○火に強く、なるべく動きやすい服装にする。 ○電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。 ○自家用車の利用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> ・路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 ・路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。 ・走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。 ○幼児、児童の行動に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。 ・幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。 ○冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。 ○エレベーターの使用は避ける。 ○近隣相互間の防災対策を再確認する。 ○不要な預・貯金の引出しを自粛する。 ○買い急ぎをしない。
---------------------------	---

第2節 自主防災組織のとりべき措置 【自主防災組織】

時 期	対 策 内 容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。 ○情報の収集・伝達体制を確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。 ・地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。 ○防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。 ○初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。 ○消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。 ○地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 ○行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。
注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 ○地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。
警戒宣言が発せられたときから発災まで	<ul style="list-style-type: none"> ○市等からの情報を地域内住民に伝達する。 ○地域内住民にとりべき措置(前節参照)を呼びかける。 ○消防用ポンプを有する組織では、軽可搬消防ポンプ、燃料等の整備点検を行い、出動態勢の準備を行う。 ○街頭設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。 ○要配慮者の安全に配慮する。 ○がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。 ○救急医薬品等を確認する。 ○食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○その他自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとりべき措置 【事業所】

時 期	対 策 内 容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所にあつては、第3章第2節第1項記載の消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成 ○従業員等に対する防災教育の実施 ○自衛消防訓練の実施 ○情報の収集・伝達体制の確立 ○事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策 ○水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

<p>注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。 ○自衛消防組織等の自主防災体制を確認する。 ○消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとりべき措置を確認又は準備する。 ○その他状況により、必要な防災措置を行う。
<p>警戒宣言が発せられたときから発災まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。 ○市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。 ○火気使用施設、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講じる。 ○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。 ○不要不急の電話(携帯電話を含む。)の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車両等の市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。 ○救助、救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等の応急対策の実施に必要な資器材を配備する。 ○建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。 ○一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

